

# 電子申請手続き対象一覧

(平成16年9月1日現在)

1	厚生労働省	.....	1
2	財務省	.....	13

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
貯蓄金管理協定届	19,755	使用者が、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合	労働基準法第18条第2項	
預金管理状況報告	30,000	労働者の預金の受入れをする使用者が、預金の管理の状況を報告するとき	労働基準法施行規則第57条第3項	
就業規則（変更）届（各事業場単位による届出）	247,528	常時10人以上の労働者を使用する使用者が、就業規則を作成したとき	労働基準法第89条第1項	
適用事業報告	360,000	使用者が、事業を開始（業種を問わず、労働者を使用するに至ったとき）したとき	労働基準法施行規則第57条第1項第1号	
未払賃金額等の確認申請	22,000	企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者が、未払賃金のうち定期賃金（毎月きまって支給される賃金）及び退職手当の一部の立替払を受けるとき	賃金の支払の確保等に関する法律第7条	
1年単位の変形労働時間制に関する協定届	159,632	使用者が、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定をしたとき	労働基準法第32条の4第4項（第32条2第2項の準用）	
非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働の届	17,849	災害その他避けることのできない事由により、臨時に時間外・休日労働をさせる必要があつて、事態急迫により許可を受ける暇が無いとき	労働基準法第33条第1項	
時間外労働・休日労働に関する協定届	780,506	使用者が、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定をしたとき	労働基準法第36条第1項	
労働保険事務組合に対する報奨金交付申請	12,000	労働保険事務組合が、報奨金の交付を受けるとき	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第23条、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令	労働保険適用徴収・電子申請システム
継続事業一括認可・追加・取消申請書	56,495	事業主が、同一人である二以上の有期事業以外の事業で、その事業主が二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とするとき	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条、同施行規則第10条第2項	労働保険適用徴収・電子申請システム
継続一括変更申請書 / 継続被一括事業名称・所在地変更届	32,218	指定事業を被一括事業に、あるいは被一括事業を指定事業に変更することを希望する場合、被一括事業の名称又は当該事業の行なわれる場所に変更があつた場合	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条、同施行規則第10条第4項	労働保険適用徴収・電子申請システム
労働保険事務の処理の解除	79,000	労働保険事務組合が、委託事業主に係る労働保険事務処理の委託を解除（委託加入から個別加入に変更、委託替え、事業廃止等）したとき	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第60条第2項	労働保険適用徴収・電子申請システム
概算・増加概算・確定保険料申告書	1,927,684	概算保険料、増加概算保険料、確定保険料の納付をする事業主が、保険料を納付する際、同時に申告書を提出するとき	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条・第15条の2・第16条・第19条、同施行規則第24条第3項・第25条・第33条・第38条	労働保険適用徴収・電子申請システム
概算保険料の延納の申請	1,907,008	継続事業、有期事業の対象事業の事業主で延納を希望する場合	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第18条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第27条・第28条・第29条・第30条・第31条・第32条	労働保険適用徴収・電子申請システム

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
印紙保険料納付状況報告書	95,219	雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主が、毎月ごとに雇用保険印紙の受払状況を報告するとき	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第24条、同施行規則第54条	労働保険適用徴収・電子申請システム
印紙保険料納付計器使用状況報告書	95,219	印紙保険料納付計器を設置した事業主が、毎月ごとに印紙保険料納付計器の使用状況を報告するとき	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第24条、第46条、同施行規則第55条	労働保険適用徴収・電子申請システム
労働保険事務の処理の委託	45,000	労働保険事務組合が、事業主より労働保険事務の処理の委託を受けたとき	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第60条第1項	労働保険適用徴収・電子申請システム
保険関係成立届	359,999	保険関係が成立した事業の事業主が、その内容を届出るとき	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項、同施行規則第4条	労働保険適用徴収・電子申請システム
名称、所在地等変更届	168,532	事業主が、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第2項、同施行規則第5条	労働保険適用徴収・電子申請システム
給付基礎日額の変更申請	12,081	特別加入者の給付基礎日額の変更をするとき	労働者災害補償保険法施行規則第46条の20第5項	
特別給与に関する届	75,664	休業特別支給金の支給の申請をするとき	労働者災害補償保険法第29条（特別支給金支給規則第12条）	
未支給の保険給付支給の申請 / 未支給の特別支給金支給の申請	106,182	労災保険の保険給付や、特別支給金を受ける権利（資格）のある人が死亡したとき	労働者災害補償保険法第11条（同法施行規則第10条）、同法第29条、特別支給金支給規則第15条	
療養補償給付たる療養の費用請求（一般）（業務災害）	302,192	業務上負傷し又は疾病にかかった被災者が、労災指定病院等以外の病院にて手当を受けた場合で、その際に支出した療養費等（診療、看護、移送、装具、診断書等）を請求するとき	労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第12条の2）	医師等の証明書別途郵送
休業補償給付の請求 / 休業特別支給金の申請（業務災害）（初回提出用）	753,709	業務上により負傷し又は疾病にかかって療養のため労働することができず、そのために賃金を受けられない日が4日以上に及ぶ場合で、その際の休業補償を請求するとき	労働者災害補償保険法第14条（同法施行規則第13条）、特別支給金支給規則第3条	医師等の証明書別途郵送
障害補償給付の請求 / 障害特別支給金・障害特別年金・障害特別一時金の申請（業務災害）	32,376	業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該傷病の治ゆした後、身体に障害が残ったとき	労働者災害補償保険法第15条（同法施行規則第14条の2）、特別支給金支給規則第4条・第7条・第8条	医師等の証明書別途郵送
介護（補償）給付の請求	49,796	傷病（補償）年金又は障害（補償）年金の受給権者のうち、常時又は随時介護を必要とし、現に介護を受けている場合で、介護（補償）給付を請求するとき	労働者災害補償保険法第19条の2、第24条（同法施行規則第18条の3の5、第18条の15）	
療養給付たる療養の給付の請求（通勤災害）	672,537	通勤により負傷し又は疾病にかかった被災者が、労災指定病院等で療養の給付を受けるとき	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の5第1項）	労災指定医療機関等に申請依頼

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（通勤災害）	34,655	療養給付を受けている被災者が、指定病院等を変更しようとするとき	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の5第2項）	労災指定医療機関等に申請依頼
療養給付たる療養の費用請求（一般）（通勤災害）	302,192	通勤により負傷し又は疾病にかかった被災者が、労災指定病院等以外の病院にて手当を受けた場合で、その際に支出した療養費等（診療、看護、移送、装具、診断書等）を請求するとき	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の6第1項）	医師等の証明書別途郵送
休業給付の請求 / 休業特別支給金の申請（通勤災害）（初回提出用）	753,709	通勤により負傷し又は疾病にかかって療養のため労働することができず、そのために賃金を受けられない日が4日以上に及ぶ場合で、その際の休業補償を請求するとき	労働者災害補償保険法第22条の2（同法施行規則第18条の7）、特別支給金支給規則第3条	医師等の証明書別途郵送
特別加入脱退の申請	66,760	特別加入を脱退するとき	労働者災害補償保険法第34条、第35条、第36条（同法施行規則第46条の21）	
特別加入の申請（海外派遣者）	66,760	海外派遣を行う派遣元の団体又は事業主が、特別加入の承認申請をするとき	労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）	
特別加入に関する変更届（海外派遣者）	66,760	特別加入者（海外派遣者）に関する事項について、変更が生じたとき	労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）	
特別加入の申請（中小事業主等）	305,157	中小事業主が、特別加入の承認申請をするとき	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19第1項）	
特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）	305,157	特別加入者（中小事業主等及び一人親方等）に関する事項について、変更が生じたとき	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19、第46条の23）	
特別加入の申請（一人親方等）	66,760	一人親方等が、特別加入の承認申請をするとき	労働者災害補償保険法第35条（同法施行規則第46条の32第1項）	
平均給与額の証明	81,609	休業（補償）給付を請求する場合で、スライド制の適用を受けたいとき	労働者災害補償保険法第14条、第22条の2	
療養補償給付たる療養の給付の請求（業務災害）	672,537	業務上負傷し又は疾病にかかった被災者が、労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき	労働者災害補償保険法第13（同法施行規則第12条）	労災指定医療機関等に申請依頼
療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等変更届（業務災害）	294,739	療養補償給付を受けている被災者が、指定病院等を変更しようとするとき	労働者災害補償保険法施行規則第12条第3項	労災指定医療機関等に申請依頼
二次健康診断等給付の請求	35,532	直近の定期健康診断結果（一次健診結果）において、(1)血圧の測定、(2)血中脂質検査、(3)血糖検査、(4)BMI（肥満度）の測定の全ての検査について異常の所見が認められた場合で、二次健康診断等給付を希望するとき	労働者災害補償保険法第26条（同法施行規則第18条の19）	二次健康診断給付医療機関に申請依頼
クレーンの設置報告	25,000	クレーンを設置しようとする事業者が、あらかじめ報告するとき	クレーン等安全規則第11条	
クレーン運転士免許の新規交付申請	12,000	クレーン運転士免許の新規交付を申請するとき	労働安全衛生法第72条、クレーン等安全規則第223条	
クレーンの設置届（労働安全衛生法第88条第1項）	10,000	事業者が、クレーンを設置しようとするとき	クレーン等安全規則第5条	

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
第一種圧力容器の設置届（労働安全衛生法第88条第1項）	10,000	第一種圧力容器を設置しようとする事業者が、届出るとき	ボイラー及び圧力容器安全規則第56条	
ボイラー技士免許（1）特級ボイラー技士免許（2）一級ボイラー技士免許（3）二級ボイラー技士免許の新規交付申請	25,000	ボイラー技士免許の新規交付を申請するとき	労働安全衛生法第72条、ボイラー及び圧力容器安全規則第97条	
労働安全衛生法に基づく免許証の書替え申請	10,000	本籍又は氏名を変更し、免許証の書替えを受けるとき	労働安全衛生法第74条の2、同規則第67条第2項	
労働安全衛生法による事故報告	10,000	事業場又はその附属建設物内で、火災又は爆発の事故等が発生した場合	労働安全衛生法第100条第1項、同規則第96条第1項	
労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）	140,000	労働者が、労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき	労働安全衛生法第100条第1項、同規則第97条第1項	
労働者死傷病報告（休業4日未満）	10,000	労働者が、労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により3日未満の休業をしたとき	労働安全衛生法第100条第1項、同規則第97条第2項	
総括安全衛生管理者の選任報告	10,000	労働安全衛生法第10条第1項に定める総括安全衛生管理者を選任したとき	労働安全衛生法第100条第1項、同規則第2条第2項	
安全管理者の選任報告	10,000	労働安全衛生法第11条第1項に定める安全管理者を選任したとき	労働安全衛生法第100条第1項、同規則第4条第2項	
特定元方事業者の事業開始報告	70,000	特定元方事業者が、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるとき。労働安全衛生法第30条第2項の規定により指名されたとき	労働安全衛生法第100条第1項、同規則第664条	
型わく支保工の設置・移転・変更届	15,000	労働安全衛生規則別表第7に掲げる支柱の高さが3.5m以上の型わく支保工の設置や移転、変更を行おうとするとき	労働安全衛生法第88条第1項・第2項、同規則第85条・第86条・第88条	
架設通路の設置・移転・変更届	20,000	労働安全衛生規則別表第7に掲げる高さ及び長さがそれぞれ10m以上の架設通路の設置や移転、変更を行おうとするとき	労働安全衛生法第88条第1項・第2項、同規則第85条・第86条・第88条	
足場の設置・移転・変更届	27,000	労働安全衛生規則別表第7に掲げる足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては高さが10m以上の構造のものに限る。）の設置や移転、変更を行おうとするとき	労働安全衛生法第88条第1項・第2項、同規則第85条・第86条・第88条	
建設工事計画届（労働基準監督署長あて）	22,000	建設業に属する事業の仕事のうち高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊の仕事等労働安全衛生規則第90条で規定するものを開始しようとするとき	労働安全衛生法第88条第4項、同規則第90条、第91条	
共同企業体の代表者選任届	19,000	二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事の共同連帯して請け負った場合、そのうちの一人を代表者として定めるとき	労働安全衛生法第5条第1項・第3項、同規則第1条	
じん肺健康管理実施状況報告	50,000	事業者が、じん肺に関する健康管理の実施状況を報告するとき	じん肺法施行規則第37条第1項	

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
じん肺管理区分決定申請	20,000	都道府県労働局長に、規定によるじん肺健康診断の結果、当該労働者のエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他提出するとき	じん肺法第13条第2項	
電離放射線健康診断結果報告	11,128	事業者が、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者に定期の健康診断を行ったとき	電離放射線障害防止規則 労働安全衛生法 第58条	
産業医の選任報告	15,000	事業者が、産業医を選任したとき	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第13条第2項	
健康診断結果報告	86,541	常時50人以上の労働者を使用する事業者が、労働安全衛生規則第44条、45条、48条に基づく健康診断を実施したとき	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第52条	
健康管理手帳所持者の健康診断実施報告	40,000	健康管理手帳所持者に対し健康診断を行った医療機関が、報告書を提出するとき	労働安全衛生規則（労働安全衛生法）第57条第3項	
衛生管理者の選任報告	86,541	事業者が、衛生管理者を選任したとき	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第7条第2項	
衛生管理者免許（1）第一種衛生管理者免許（2）第二種衛生管理者免許の新規交付申請	18,000	衛生管理者免許の新規交付を申請するとき	労働安全衛生法第12条第1項及び第72条	
有機溶剤等健康診断結果報告	30,000	有機溶剤中毒予防規則第29条に基づく健康診断を実施したとき	有機溶剤中毒予防規則第30条の3	
特定化学物質等健康診断結果報告	14,000	特定化学物質等障害予防規則第39条に基づく健康診断を実施したとき	特定化学物質等予防規則第41条	
港湾労働者の雇入れ状況等の報告	12,000	港湾労働事業主が、(1)港湾労働者の人数、(2)雇入れ、離職及び配置転換の状況、(3)新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象とした港湾労働者の人数、(4)港湾労働者の港湾運送業務への就労状況、(5)港湾労働者に対する教育訓練の実施状況を報告するとき	港湾労働法第11条、港湾労働法施行規則第10条	
雇用保険被保険者資格取得届	5,840,000	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったとき	雇用保険法第7条、同規則第6条	
雇用保険被保険者資格喪失届	5,650,000	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったとき	雇用保険法第7条、同規則第7条第1項及び第2項	
雇用保険被保険者区分変更届	105,000	事業主が、その雇用する被保険者に被保険者区分の変更があったとき	雇用保険法第7条、同施行規則第12条の2	
雇用保険被保険者転勤届	529,000	事業主が、その雇用する被保険者が転勤したとき	雇用保険法第7条、同規則第13条第1項	
雇用保険被保険者氏名変更届	310,000	事業主が、その雇用する被保険者が氏名を変更したとき	雇用保険法第7条、同規則第14条第1項	
雇用保険の事業所設置の届出	90,000	事業主が、事業所を設置したとき	雇用保険法施行規則第141条	
雇用保険の事業所廃止の届出	70,000	事業主が、事業所を廃止したとき	雇用保険法施行規則第141条	
雇用保険の事業所の各種変更届出	20,000	事業主が、事業主の氏名若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、事業の種類及び概要に変更があったとき	雇用保険法施行規則第142条	

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	50,000	雇用保険の事務手続きを事業主にかわって代理人に行わせるために、その代理人を選任、解任したとき又は代理人の選任に係るものに変更が生じたとき若しくは代理人が使用すべき認印を変更しようとするとき	雇用保険法施行規則145条	
未支給の雇用保険失業等給付（求職者給付、就職促進給付）の請求	17,000	死亡した受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者等」といいます。）の遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者が、未支給の失業等給付の支給を受けようとするとき	雇用保険法第10条の3第1項、雇用保険法施行規則第17条の2、第47条、第65条、第65条の5、第69条、第77条	
雇用保険の公共職業訓練等受講届及び同通所届	147,000	受給資格者が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受けることとなったとき	雇用保険法施行規則第21条第2項	
雇用保険基本手当受給期間延長の申請	167,000	受給期間内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合、又は受給資格に係る離職が定年等の理由による者が当該離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合に受給期間の延長を受けようとするとき	雇用保険法第20条第1項、同施行規則第31条第1項、第2項及び第5項、第31条の3第1項、第2項及び第4項	
雇用保険受給資格者氏名・住所変更届	70,000	受給資格者が、氏名や住所を変更したとき	雇用保険法施行規則第49条第1項	
雇用保険傷病手当の申請	52,000	受給資格者が、傷病手当の支給を受けようとするとき	雇用保険法第37条第1項、同施行規則第63条第2項	
雇用保険就業促進手当（再就職手当）の申請・早期再就職者支援金（早期再就職支援金）の申請	402,000	受給資格者が、再就職手当又は早期再就職支援金の支給を受けようとするとき	雇用保険法第56条の2第1項第1号口、同施行規則第82条の7、職業安定局長通達（平成15年3月1日付職発第0301002号）	
雇用保険就業促進手当（常用就職支度手当）の申請	20,000	受給資格者等が、常用就職支度手当の支給を受けようとするとき	雇用保険法第56条の2第1項第2号、同施行規則第84条	
雇用保険教育訓練給付（教育訓練給付金）の申請	154,000	一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、教育訓練給付金の支給を受けようとするとき	雇用保険法第60条の2第1項、同施行規則第101条の2の8	
雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金）	1,383,000	被保険者が、高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするとき	雇用保険法第61条第1項、同施行規則第101条の5第6項及び第7項、第101条の8	
雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請	65,000	被保険者が、高年齢再就職給付金の支給を受けようとするとき	雇用保険法第61条の2第1項、同施行規則第101条の7、第101条の8	
雇用保険育児休業給付（育児休業基本給付金）の申請	306,000	被保険者が、育児休業基本給付金の支給を受けようとするとき	雇用保険法第61条の4第1項、同施行規則第101条の13第5項及び第6項、第101条の15	
雇用保険育児休業給付（育児休業者職場復帰給付金）の申請	58,000	被保険者が、育児休業者職場復帰給付金の支給を受けようとするとき	雇用保険法第61条の5第1項、同施行規則第101条の14第1項及び第2項、第101条の15	
労働者派遣事業報告書及び労働者派遣事業収支決算書の提出	10,011	一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主が、事業所ごとの事業報告書及び収支決算書を作成したとき	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項	
外国人雇用状況報告	19,794	外国人労働者を雇用している事業主が、雇用状況を提出するとき	職業安定法施行規則第34条	

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
高齢者の雇用状況の定期報告	86,589	事業主は毎年6月1日現在における定年や継続雇用制度の状況、その他高齢者の雇用に関する状況を報告するとき	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項	
身体障害者又は知的障害者の雇用に関する状況の報告	61,113	一定規模以上の事業主が、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況を報告するとき	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第51項、同施行規則第8条	
雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高齢雇用継続給付受給資格確認	531,000	賃金証明書の提出については、高齢雇用継続基本給付金の支給を受けるために、被保険者の60歳到達時等の賃金月額を登録する手続です。受給資格の確認については、高齢雇用継続給付の支給を受けようとする被保険者又はその事業主が当該被保険者が高齢雇用継続給付の受給資格を満たしているかどうかを確認	雇用保険法施行規則第101条の5第1項、第101条の8、職業安定局長通達（平成7年3月31日付職発第218号）	
定期に提出する委託状況届	10,000	家内労働の委託者は、毎年、4月1日現在における委託状況について、委託状況届を同月30日までに提出	家内労働法施行規則第23条第2項	
社会福祉法人の現況報告	16,000	社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、（1）当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢（2）前会計年度における事業の概要（3）前会計年度末における主要な財産の所有状況、についての現況報告書2通を所轄庁に提出	社会福祉法第59条、同施行規則第9条	社会福祉法人現況報告書システム
健康保険組合の事業状況の報告	20,000	健康保険組合は、毎月の事業状況を翌月20日までに管轄地方厚生（支）局長に報告	健康保険法施行規則第9条の6	
確定拠出年金企業型年金の事業主に係る運営管理機関業務報告書の届出	10,000	運営管理業を行う企業型年金実施事業主は、企業型年金業務報告書のほか、運営管理業務についての報告書	確定拠出年金法第50条、同施行規則第27条第2項	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	34,061,613	事業主は、被保険者の報酬月額に関する事項を届出	厚生年金保険法27条、同施行規則18条	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	4,061,504	事業主は、被保険者の報酬月額に関する事項を届出	厚生年金保険法27条、同施行規則19条、19条の2	
船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更（基準日）届	38,217	船舶所有者は、被保険者の報酬月額が従前の標準報酬月額に該当しなくなったとき、又はその基準日において報酬が歩合により定められる被保険者を使用するとき	船員保険法21条の2、同施行規則9条、9条の2、17条の8	
健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書	93,916	事業主、船舶所有者は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業を取得し、保険料の免除を受けるとき	健康保険法159条、同施行規則135条、船員保険法59条の4、同施行規則96条の3の4	
健康保険・厚生年金保険育児休業取得者終了届、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者終了届	22,489	事業主、船舶所有者は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業を終了したとき	健康保険法159条、同施行規則135条、船員保険法59条の4、同施行規則96条の3の4	

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付（変更）申出、書船員保険・厚生年金保険保険料口座振替納付（変更）申出書	195,990	事業主、船舶所有者は、保険料納付につき口座振替を希望するとき	健康保険法166条、同施行規則141条、船員保険法61条の2、同施行規則96条の3の5	
健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届	61,431	事業主は事業所が健康保険、厚生年金保険に適用されることになったとき、船舶所有者は船舶が船員保険に適用されることになったとき	厚生年金保険法98条、同施行規則13条、29条、29条の2、29条の3、健康保険法3条、同施行規則19条、船員保険法10条、同法施行規則4条、23条の3	
健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届	182,696	事業主は事業主代理人を選任、解任したとき	厚生年金保険法98条、同施行規則23条、24条、29条、健康保険法197条、同施行規則30条、31条、35条	
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	5,947,767	事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇用したとき	厚生年金保険法27条、同施行規則15条、16条、健康保険法48条、同施行規則24条、船員保険法21条の2、同施行規則7条、8条	
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	6,435,399	事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき（退職、死亡したとき等）	厚生年金保険法27条、同施行規則22条、健康保険法48条、同施行規則29条、51条、52条、59条、99条、船員保険法21条の2、同施行規則10条、17条の7、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7	
健康保険任意継続被保険者資格取得申請書	549,357	被保険者の資格を喪失した者が、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者資格を有し、継続して健康保険の被保険者となる場合	健康保険法3条、37条、同施行規則42条	
健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書	554,103	任意継続被保険者が、他の健康保険の被保険者となった場合	健康保険法38条、197条、同施行規則51条、52条、59条、99条	
保険料等還付請求書（第四種被保険者）	124,802	第四種被保険者が保険料を前納しており、その前納期間が経過する前に第四種被保険者の資格の喪失をしたとき、その未経過の期間に係る保険料について還付を受けようとする場合	旧厚生年金保険法施行施行令7条、同施行規則88条	
健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更（訂正）届（管轄内）（管轄外）、船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届（管轄内）（管轄外）	113,465	事業主は、事業所の所在地又は事業所の名称に変更などがあった場合は、届出しなければなりません。船舶所有者は、氏名又は住所に変更等があった場合	厚生年金保険法98条、同施行規則23条、29条の3、健康保険法197条、同施行規則30条、47条、48条、59条、99条、船員保険法10条、同施行規則17条、17条の2、17条の5、17条の8、21条、24条の2の5、47条の2、47条の2の7	
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	104,220	事業主等は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、届出しなければなりません。船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合	厚生年金保険法98条、同施行規則5条の4、9条、21条、健康保険法197条、同施行規則28条、36条、47条、48条、59条、99条、船員保険法9条、同施行規則13条、17条の2、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7	
健康保険任意継続・厚生年金保険第四種被保険者住所変更届	42,530	任意継続被保険者が住所に変更があった場合	健康保険法197条、同施行規則44条、47条、48条、52条、59条、99条	

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
健康保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、船員保険遠隔地被扶養者証交付申請書、船員保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書	1,201,888	被保険者は、被保険者証がき損、滅失又は被保険者の余白がなくなったときは申請しなければなりません。被扶養者が被保険者より生計を維持されているが、同居しなくなったときは、健康保険被保険者証の交付の申請	健康保険法197条、同施行規則49条、52条、59条、99条、船員保険法9条、同施行規則17条の2、17条の5、24条の22の5、47条の2、47条の2の7	
船員保険被保険者被扶養者資格喪失後の継続療養受給届	319,325	被保険者等は資格喪失前の傷病により療養の給付を受ける場合	船員保険法28条、同施行規則29条、45条	
健康保険被保険者被扶養者特別療養証明書再交付申請書	27,307	特別療養給付受給者は、特別療養証明書を滅失又はき損した場合	健康保険法98条、同施行規則83条	
健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額支給申請用）、船員被保険者家族療養費支給申請書	8,023,891	被保険者は、やむを得ない事情や国外で自費診療を受けたとき、又は、標準負担額減額の申請をできなかったとき	健康保険法85条、87条、110条、同施行規則61条、66条、船員保健法施行規則24条の2の8、42条、43条、45条	
健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書	1,035,244	被保険者は、療養のために労務に服することができない期間で、報酬の支払いがない場合（又は報酬が傷病手当金の額よりも少ない場合）、労務に服することができなくなった初日から起算して第4日目より傷病手当金を受けようとする	健康保険法99条、104条、108条、同施行規則84条、88条、船員保険法施行規則44条、44条の2	
健康保険被保険者家族埋葬料（費）請求書、船員保険被保険者家族葬祭料（費）請求書	141,842	被保険者等が死亡したとき、被保険者により生計を維持していた者が埋葬を行う場合は、埋葬料として被保険者の標準報酬月額に相当する金額（その額が10万円に満たないときは、10万円）を請求することができます。埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合	健康保険法100条、105条、113条、同施行規則85条、96条、船員保険法施行規則82条の15、17条の7、24条の2の5、47条の2、82条の16、82条の17	
健康保険被保険者家族出産育児一時金請求書、船員保険被保険者家族出産育児一時金請求書	431,943	被保険者又はその被扶養者が妊娠4か月以上でお産（死産も含む）をしたとき、出産育児一時金（1児につき定額30万円）を受けようとする場合	健康保険法101条、106条、114条、同施行規則86条、97条、船員保険法施行規則47条の5、48条	
健康保険出産手当金請求書、船員保険集散手当金支給請求書	123,828	被保険者等が出産の日（出産の日が出産予定日より後になるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）より出産の日後56日までの間において労務に服することができないとき出産手当金を受けようとするとき	健康保険法102条、108条、同施行規則87条、船員保険法施行規則47条の6	
健康保険老人保健障害認定該当者・非該当者届、船員保険老人保健障害認定該当者・非該当者届	10,126	被保険者等が老人保健法の規定による障害認定を受けたとき又は受けなくなったとき	健康保険法197条、同施行規則39条、52条、59条、99条、134条、船員保険法施行規則13条の3、13条の5、24条の2、13条の5、24条の2、47条の2	

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
健康保険被扶養者（異動）届、船	3,741,480	被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合	健康保険法3条、同施行規則38条、47条、52条、120条、121条、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、24条の2の5	
健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書	1,083,125	被保険者等が、本人又は被扶養者ひとりひとりについて、同一の医療機関に対して1か月に支払った額が自己負担限度額を越え、その越えた分の払い戻しを受けるためには	健康保険法115条、147条、149条、同施行令41条、同施行規則109条、134条、船員保険法施行規則47条の4	
特別療養費受給票交付申請書	26,112	はじめて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者等は、「特別療養費受給票」を提出することにより、一定の限度において健康保険の医療を受けることができます。「特別療養費受給票」の交付を受けるには、日雇特例被保険者手帳を保険者に提出	健康保険法145条、同施行規則130条	
健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、厚生年金保険（船員）賞与支払届	2,670,661	事業主は、賞与の支給を行ったとき	厚生年金保険法98条、同施行規則26条の2	
船員保険失業保険金・高齢求職者給付金請求書	36,822	失業保険金等受給資格者は離職後、働く意志と能力がありながら就職できないとき（失業保険金）又は離職後（60歳以後）、働く意志と能力がありながら就職できないとき	船員保険法33条の14、33条の16の2、同施行規則48条の4、48条の13の2、48条の14	
国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書	335,318	複数の年金受給権があり、選択を必要とする者は、申請書を提出	国民年金法105条、同施行規則17条、17条の7、32条、35条、41条、60条の3、昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則17条、32条、40条、50条、52条、60条の3	
厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届	1,480,571	適用事業所の事業主は、厚生年金保険被保険者が住所を変更した場合、速やかに住所変更の届出	厚生年金保険法98条、同施行規則5条の5、21条の2	
年金手帳再交付申請書	720,851	被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を提出	厚生年金保険法施行規則11条	
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	1,579,811	国民年金の老齢基礎年金は、原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になったときから支給されます。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、65歳になるまでの間、60歳前半の老齢厚生年金が支給	厚生年金保険法33条、同施行規則30条、30条の2	
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）	825,209	特別支給の老齢厚生年金は、65歳に達したときに受給権が消滅しますが、請求を行う	厚生年金保険法33条、同施行規則30条の2	
老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届	351,377	年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるようになったとき	厚生年金保険法98条、同施行規則33条	
老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	89,016	加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったとき	厚生年金保険法98条、同施行規則33条の2、49条の2	
国民年金・厚生年金保険・船員保険年金受給権者現況届	23,160,259	年金受給権者は、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回現況の届出	厚生年金保険法98条、同施行規則35条、51条、68条、同施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10	

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
年金受給権者氏名変更届	32,522	年金受給権者が氏名を変えたときは、届書	厚生年金保険法98条、同法施行規則37条、53条、70条、同施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則37条、43条の9、53条、70条、76条の12	
年金受給権者住所・支払機関変更届	1,829,151	年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときは、届書	厚生年金保険法98条、同施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、同施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の厚生年金保険法98条、同施行規則40条、56条、73条、同施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則40条、43条の12、56条、73条、76条の15	
年金証書再交付申請書	116,519	年金受給権者が、年金証書を破り、汚し、又は年金証書を失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号・年金コードを載した申請書を提出	厚生年金保険法98条、同施行規則41条、57条、74条	
国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	763,766	年金受給権者が死亡したときには、戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、届書	厚生年金保険法37条、同施行規則42条、58条、75条	
国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書	230,865	死亡した者の未払い金・保険給付を受けようとするとき	厚生年金保険法33条、同施行規則44条、50条の2	
国民年金・厚生年金保険・船員保険障害給付裁定請求書	35,917	在職中にかかった病気・けががもとで、体に障害が残ったとき、又は1年6か月たっても治らないとき一定の障害の状態に該当するとき	厚生年金保険法33条、同施行規則60条、60条の2	
国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書	236,985	次のいずれかの場合に、死亡した者の遺族に遺族厚生年金が支給されます。(1)在職中に死亡したとき(2)在職中に初診日のある傷病がもとで初診日から5年以内に死亡したとき(3)1級、2級の障害厚生年金を受けられる者が死亡したとき(4)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格を満たした者が死亡したとき	厚生年金保険法33条、附則29条、同施行規則76の2	
脱退一時金裁定請求書(国民年金/厚生年金保険)	14,278	厚生年金保険の被保険者期間が6か月以上あり、老齢厚生年金の受給資格を満たしていない短期在留の外国人が、帰国後2年以内に請求を行えば脱退一時金が支給	厚生年金保険法98条、同施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則32条、46条	
厚生年金保険加給年金額対象者不該当届(旧)	35,637	加算額・加給年金額の対象者が死亡・離縁・養子縁組等したときは、届書	厚生年金保険法37条、同施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則42条、43条の14、58条、75条、76条の17	
厚生年金保険未支給保険給付請求書(旧)	233,551	死亡した者の未払い金・保険給付を受けようとするとき	厚生年金保険法平成8年附則16条、同施行規則平成9年附則18条	
退職共済年金給付裁定・改定請求書	15,617	旧公共企業体の共済組合(JT・JR・NTTの各共済組合)の長期給付事業が厚生年金保険に統合されたことによって、三共済の組合員は厚生年金保険の被保険者として新規に適用される	厚生年金保険法平成8年附則16条、同施行規則平成9年附則73条	
共済年金未支給年金請求書	20,512	死亡した者の未払い金・保険給付を受けようとするとき		

【厚生労働省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書	6,182,592	国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったとき	国民年金法12条、105条、同施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条	
国民年金未支給老齢・通算老齢年金支給請求書（旧）	306,704	死亡した者の未払い金・保険給付を受けようとするときは、請求書を提出	国民年金法19条、同施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則25条、30条	
老齢基礎年金額加算開始事由該当届	20,719	配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金又は障害年金を受けられるようになると、老齢基礎年金に振替加算が加算	国民年金法105条、同施行規則17条の3	
国民年金保険料追納申込書	91,925	国民年金の保険料を追納するとき	国民年金法94条、同施行令第11法、同施行規則78条	
国民年金保険料還付請求書	1,002,276	前納保険料の還付を受けようとするとき	国民年金法93条、国民年金法施行令9条、国民年金法施行規則80条	

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
輸入（納税）申告書	21,105,000	貨物を輸入しようとするとき。輸入者は税関に輸入申告をし、必要な検査を経て許可を受けなければなりません。輸入許可を受けていない貨物については国内に引取することはできません。	関税法第7条、第67条	税関手続申請システム、通関情報処理システム
特例輸入者承認申請者	45,000	特例輸入者の承認を受けるとき	関税法第7条の2第6項、同施行令第4条の5第1項、第2項	税関手続申請システム
関税を納付すべき期限の延長	61,000	関税を納付すべき外国貨物については、納税した後でなければ輸入許可されない。この関税を納付すべき期限を延長しようとするとき。納期限の延長の方法は、次のとおりです。(1)個別納期限延長：輸入申告ごとに納期限の延長を認めるもの(2)包括納期限延長：ある月における輸入申告に係る納期限の延長を包括して認めるもの(3)特例申告納期限延長：関税法第7条の2に規定する特例申告に係る納期限の延長を認めるもの(注)延長期間：(1)及び(2)は3月以内、(3)は2月以内	関税法9条の2	税関手続申請システム、通関情報処理システム
入港届、積荷目録及び船用品目録の提出（外国貿易船）	130,000	外国貿易船が開港に入港したとき	関税法第15条第1項、同施行令第12条	通関情報処理システム
入港届、積荷目録の提出（外国貿易機）	120,000	外国貿易機が税関空港に入港したとき	関税法第15条第2項、同施行令第13条	通関情報処理システム
積荷目録提出前の積卸しの承認	80,000	積荷目録の提出前に外国貿易船又は外国貿易機に対する貨物（旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品を除く。以下同じ。）の積卸しをしようとするとき	関税法第16条第1項、同施行令第14条	通関情報処理システム、税関手続申請システム
貨物の積卸しについての書類の呈示	250,000	船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとするとき、または、外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする場合に、積卸についての書類を税関職員に呈示	関税法第16条第2項、同施行令第15条	通関情報処理システム
出港許可（船舶及び航空機に関する手続）	240,000	外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）が開港又は税関空港を出港するとき	関税法第17条、同施行令第16条	通関情報処理システム
執務時間外における貨物の積卸、積込の届出（船舶及び航空機に関する手続）	250,000	行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、外国貿易船又は外国貿易機その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするとき。（貨物又は外国貨物からは旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品は除かれます。以下同じ。）	関税法第19条、同施行令第17条	通関情報処理システム
外国貨物仮陸揚の届出（船舶及び航空機に関する手続）	170,000	外国貨物を仮に陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）しようとするとき	関税法第21条	税関手続申請システム、通関情報処理システム

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
外国貨物である船用品又は機用品の積込の承認（船舶及び航空機に関する手続）	44,000	本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船等）又は航空機に外国貨物である船用品又は機用品を積み込もうとするとき	関税法第23条第1項、同施行令第21条の2第1項	税関手続申請システム
内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認（船舶及び航空機に関する手続）	290,000	本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に内国貨物である船用品又は機用品を積み込もうとするとき	関税法第23条第2項、同施行令第21条の2第2項	税関手続申請システム
外国往来船又は外国往来航空機と陸地との交通又は貨物の積卸の許可（船舶及び航空機に関する手続）	180,000	指定地外における外国往来船又は外国往来航空機（以下「外国往来船等」という。）との交通又は貨物の積卸しをしようとするとき	関税法第24条第1項、同施行令第22条	税関手続申請システム
外国往来船又は外国往来航空機と陸地との貨物の授受を目的とする交通の許可（船舶及び航空機に関する手続）	100,000	外国往来船又は外国往来機（以下「外国往来船等」という。）と陸地との間を貨物の授受を目的として交通しようとするとき	関税法第24条第2項、同施行令第22条の2第1項、第2項	税関手続申請システム
見本の一時持出の許可	60,000	保税地域に蔵置されている外国貨物の一部を見本として持ち出すとき	関税法第32条、同施行令第27条	税関手続申請システム、通関情報処理システム
外国貨物の蔵入れの承認	74,000	保税蔵置場に外国貨物を入れた日から3月を超えて当該保税蔵置場に置こうとするとき	関税法第43条の3第1項	通関情報処理システム
外国貨物の移入れの承認	15,000	保税工場に外国貨物を入れた日から3月を超えて当該保税工場に保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から3月以内に保税作業に使用しようとするとき	関税法第62条（第43条の3準用）	通関情報処理システム
総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認	15,000	総合保税地域（蔵置、加工、展示を行える保税地域）に外国貨物を入れた日から3月を超えて当該保税地域に置こうとする場合又は当該貨物につきその入れた日から3月以内に次に掲げる行為をしようとするとき 1.加工又はこれを原料とする製造2.展示又はこれに関連する使用	関税法第62条の10	通関情報処理システム
保税運送の（包括）承認	70,000	外国貨物を開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置の許可を受けた貨物を蔵置する場所相互間に限って、外国貨物のまま運送しようとするとき。この場合、運送の状況やその他の事情を勘案して税関長が取締り上支障がないと認める場合は、1年の範囲内で包括して行うこともできる。	関税法第63条第1項、同施行令第53条第1項	通関情報処理システム
輸出の許可 外国貨物の積戻しの許可	21,287,000	貨物を輸出しようとするとき。輸出者は税関に輸出申告をし、必要な検査を経て許可を受けなければなりません。輸出許可を受けていない貨物については外国に向けて送り出すことはできません。	関税法第67条、第75条（第67条の準用）	税関手続申請システム、通関情報処理システム

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
輸入の許可		貨物を輸入しようとするとき。輸入者は税関に輸入申告をし、必要な検査を経て許可を受けなければなりません。輸入許可を受けていない貨物については国内に引取することはできません。	関税法第7条、第67条	税関手続申請システム、通関情報処理システム
貨物を税関長が指定した場所に入れないで輸出、輸入申告の承認 税関長が指定した場所に入れないで外国貨物の積戻し申告をすることについての承認	19,000	輸出申告又は輸入申告は、原則として保税地域に搬入した後に行わなければならないが、保税地域に入れないうで輸出入申告をしようとするとき。具体的には次に掲げる場合です。1.外国貿易船に貨物を積み込んだままの状態検査及び許可を受けようとする場合（本船扱い）2.外国貿易船からの積卸の際に、はしけ又はこれに類する船舶に積み込み、その状態で検査及び許可を受けようとする場合（ふ中扱）3.上記のほか保税地域に入れる前に申告しようとする場合（搬入前申告扱い）	関税法第67条の2	通関情報処理システム
輸入許可前貨物引取りの承認	374,000	輸入貨物は輸入許可を受けた後でなければ国内に引取ることができないが、課税価格又は適用税率の決定に日時を要し、輸入許可までに相当の日時を要する場合など、輸入の許可前に貨物を引き取るうとする場合。なお、輸入申告の後、輸入許可前に引き取るうとする場合には、税額相当額の担保を提供する必要があります。	関税法第73条	通関情報処理システム
臨時開庁の承認	227,000	行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間（月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで）外において、次に掲げる執務を求めようとするとき。 (1)外貨船（機）用品の積み込み承認に係る事務(2)保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くことの承認に係る事務(3)保税工場（総合保税地域）外保税作業の許可、保税展示場に外国貨物を入れることの承認及び保税展示場（総合保税地域）外の許可に係る事務(4)保税運送又は内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内を運送することの承認に係る事務(5)輸出（積戻しを含みます。）又は輸入の許可に係る事務(6)輸入許可前引取りの承認に係る事務(7)証明書類の交付及び統計の閲覧に係る事務	関税法第98条、第100条、同施行令第87条税関関係手数料令第2条、第9条	通関情報処理システム
外国貿易等に関する統計の閲覧の申請	10,000	外国貿易等に関する統計の閲覧をするため全国21ヶ所に設置されている貿易統計閲覧場所を利用いただく際の手続	関税法第102条第4項	税関手続申請システム
とん税及び特別とん税の納付申告（船舶及び航空機に関する手続）	130,000	外国貿易船が開港に入港した場合に課せられる、とん税及び特別とん税（以下「とん税等」という。）の納付に係る手続	とん税法第5条、第7条ただし書き、同施行令第2条、特別とん税法第5条、第6条（とん税法第7条ただし書き準用）、特別とん税法施行令第2条（とん税法施行令第2条準用）	通関情報処理システム

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
製造たばこの小売販売業の許可	19,000	製造たばこ小売販売業の許可を受けようとする者に対する、許可申請書及び手続方法等の情報の提供	たばこ事業法第22条	
製造たばこの小売販売業の出張販売の許可	17,000	製造たばこ小売販売業者が、その営業所以外の場所に出張して小売販売業をしようとするときの許可申請書及び手続方法等の情報の提供	たばこ事業法第26条	
製造たばこの小売販売業者の商号等の変更の届出	10,000	製造たばこ小売販売業者で、商号等に変更があったときの届出書及び手続方法等の情報の提供	たばこ事業法第30条第1項	
支払手段等の輸出入の届出	12,000	以下のようなものを携帯して出国又は入国する場合に事前に税関へ届出を行うときの。1.携帯する次のものの合計額が100万円相当額を超える場合・現金(外国通貨を含む)・小切手(旅行小切手を含む)・約束手形・有価証券2.携帯する他の地金純度90パーセント以上)の重量が1キログラムを超える場合	外国為替及び外国貿易法第19条第3項、外国為替令第8条の2、外国為替に関する省令第10条	
債権現在額の申立手続	10,000	換価財産の権利者である債権者等が、配当に参加するために債権現在額を申し立てる手続	国税徴収法第130条第1項	e-tax
納税証明書の交付請求手続	1,300,000	確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を交付請求する場合。納税証明書には、次の種類があります。・納税証明書(その1)……納付税額等の証明・納税証明書(その2)……所得金額の証明(個人は申告所得税に係る所得金額、法人は法人税に係る所得金額です。）・納税証明書(その3)……未納の税額がないことの証明(税目を指定した「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税)や「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税)の証明もあります。）・納税証明書(その4)……滞納処分を受けたことがないことの証明	国税通則法施行令第41条第3項	e-tax
所得税確定申告税額の延納届出	450,000	所得税の確定申告税額(第3期分の税額)の2分の1以上を3月15日(申告期限)までに納付し、残りの額について5月31日までの期間、納付を延期しようとする場合	所得税法第131条第2項	e-tax
源泉徴収税額の納付の届出	10,000	源泉所得税額の還付を受けるための申告書を提出したときに、まだ納付されていない源泉徴収税額がある場合は、その納付を確認した上で還付することとしています。この納付があったことを税務署に連絡するための手続。	所得税法施行令第267条第3項	e-tax
消費税課税事業者選択届出手続	10,000	免税事業者が課税事業者になることを選択する場合の手続	消費税法第9条第4項、同施行規則第11条第1項	e-tax
消費税課税事業者選択不適用届出手続	10,000	課税事業者を選択していた事業者が選択をやめよう(免税事業者に戻ろう)とするとき	消費税法第9条第5項、第6項、同施行規則第11条第2項	e-tax
消費税課税期間特例選択・変更届出手続	10,000	課税期間の特例の適用を受けようとするとき	消費税法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号、第4号の2、同施行規則第13条第1項、第2項	e-tax

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
消費税課税期間特例選択不適用届出手続	10,000	課税期間の特例の適用をやめようとするとき	消費税法第19条第3項、第3項の2、第4項、第4項の2、同施行規則第13条第3項～第5項	e-tax
消費税異動届出手続	10,000	消費税の納税地等に異動があったとき	消費税法第25条、同施行規則第14条	e-tax
消費税簡易課税制度選択届出手続	20,000	簡易課税制度を選択しようとするとき	消費税法第37条第1項、同施行規則第17条第1項	e-tax
消費税簡易課税制度選択不適用届出手続	20,000	簡易課税制度の選択をやめようとするとき	消費税法第37条第2項、同施行規則第17条第2項、第3項	e-tax
消費税課税事業者届出手続	20,000	基準期間における課税売上高が1,000万円（平成16年4月1日前に開始した課税期間については3,000万円）を超えたことにより課税事業者となる場合	消費税法第57条第1項第1号、同施行規則第26条第1項第1号	e-tax
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出手続	20,000	基準期間における課税売上高が1,000万円（平成16年4月1日前に開始した課税期間については3,000万円）以下となったことにより免税事業者となる場合の手続きです。	消費税法第57条第1項第2号、消費税法施行規則第26条第1項第2号	e-tax
事業廃止届出手続	20,000	課税事業者が事業を廃止した場合の手続	消費税法第57条第1項第3号、同施行規則第26条第1項第3号	e-tax
個人事業者の死亡届出手続	10,000	個人の課税事業者が死亡したとき	消費税法第57条第1項第4号、同施行規則第26条第1項第4号	e-tax
合併による法人の消滅届出手続	10,000	課税事業者である法人が合併により消滅したとき	消費税法第57条第1項第5号、同施行規則第26条第1項第5号	e-tax
印紙税過誤納確認申請（充当請求）手続	100,000	印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙をはったときや所定の印紙税額を超えた収入印紙をはったときに、印紙税の還付や充当を受けるため、その事実の確認の申請をする場合の手続。なお、収入印紙は国の各種手数料の納付などにも使用されますが、これらの納付のために誤って収入印紙をはった場合などは、印紙税の還付の対象になりません。	印紙税法第14条第1項	e-tax
印紙税納付計器使用請求手続	54,000	印紙税納付計器を使用するために必要な措置を講ずることを請求するとき	印紙税法第10条第3項	e-tax
印紙税不納付事実申出手続	11,000	印紙税を納付していない旨を申し出るとき	印紙税法第20条第2項、印紙税法施行令第19条第1項	e-tax
揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告手続	10,000	特定石油化学製品を製造場から指定用途に供する場所に移出したときに、移出数量を税務署長に報告する手続。	租税特別措置法第89条の2第6項	e-tax
揮発油税特定石油化学製品移入届出手続	117,000	特定石油化学製品を移入したことを届け出るとき	租税特別措置税法第89条の2第8項、揮発油税法第14条第7項	e-tax
揮発油税未納税移出揮発油移入届出手続	12,000	未納税移出された揮発油を移入したことについて届け出るとき	揮発油税法第14条第7項、同施行令第5条の2第6項	e-tax
所得税の予定納税額の減額申請手続	33,000	予定納税額の通知を受けている方のうち、廃業、休業又は業況不振等によりその年の申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった申告納税見積額に満たないと見込まれる場合の予定納税額の減額を求める手続	所得税法第112条	e-tax

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
所得税の青色申告承認申請手続	327,000	青色申告の承認を受けようとするとき	所得税法第144条、第166条	e-tax
所得税の青色申告の取りやめ手続	186,000	青色申告の承認を受けていた方が、青色申告書による申告を取りやめようとするとき	所得税法第151条	e-tax
所得税・消費税の納税地の異動に関する届出手続	55,000	転居等により納税地に異動があったとき	所得税法第20条、消費税法第25条	e-tax
個人事業の開廃業等届出手続	400,000	新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したとき	所得税法第229条	e-tax
青色事業専従者給与に関する届出手続	100,000	青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする場合	所得税法第57条	e-tax
青色事業専従者給与に関する変更届出手続	38,000	過去に提出している届出書に記載した専従者給与の金額の基準を変更する場合（給与規定を変更する場合、通常の昇給のわくを越えて給与を増額する場合など）や新たに専従者が加わった場合など青色事業専従者給与の支給に関して変更する事項があるとき	所得税法施行令第164条	e-tax
所得税のたな卸資産の評価方法の届出手続	28,000	たな卸資産の評価方法の届出をするとき	所得税法施行令第100条	e-tax
所得税の減価償却資産の償却方法の届出手続	28,000	減価償却の償却方法の届出をするとき	所得税法施行令第123条	e-tax
企業の酒類の販売業免許の申請	45,000	酒類の販売業免許を受けようとするとき	酒税法第9条第1項	e-tax
酒類の販売数量等の報告	240,000	酒類販売業者が酒類の販売数量等を報告する手続	酒税法第47条第4項	e-tax
酒類の製成及び移出の数量等の申告	30,000	酒類製造者が酒類の製成数量、移出数量等を申告する手続	酒税法施行令第53条第4項	e-tax
酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗届出	10,000	酒類等が亡失し、酒母、もろみ又は酒類が腐敗その他の事由により飲用に供することができなくなったとき	酒税法第50条の2第2項、酒税法施行令第56条の2第2項	e-tax
納税管理人の届出	20,000	法人である納税者が日本に本店又は事務所等を有せず、又は有しないこととなる場合で、納税申告書の提出など国税に関する事項の処理の必要があるときに、納税管理人を選任し届け出る手続	国税通則法第117条第2項、同施行令第39条	e-tax
民間給与実態統計調査	20,000	給与所得の源泉徴収義務者のうち、標本調査対象として民間給与実態統計調査の依頼状等が送付された場合に、調査項目について回答を行う手続	財務省令(民間給与実態統計調査規則)第7条<統計法>	e-tax
所得税の更正の請求手続	120,000	確定申告書を提出した後に申告書に書いた税額等に誤りがあったことを発見した場合や確定申告をしなかったために決定を受けた場合などで、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求めるとき	国税通則法第23条、所得税法第152条、第153条	e-tax
特定新株予約権等の付与に関する調書	17,000	左記法定調書の提出手続	租税特別措置法第29条の2第5項	e-tax
オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	243,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第2号、第8号	e-tax
投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書	10,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第2号、第8号	e-tax

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
自己の株式の取得等の場合の支払調書	43,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第2号、第8号	e-tax
株式等の譲渡の対価の支払調書	4,499,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第10号	e-tax
国外公社債等の利子等の支払調書	103,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第1号	e-tax
国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書	100,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第2号	e-tax
生命保険契約等の一時金の支払調書	4,610,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第4号、第8号	e-tax
生命保険契約等の年金の支払調書	3,205,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第4号、第8号	e-tax
損害保険契約等の年金の支払調書	37,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第5号	e-tax
損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書	1,717,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第5号	e-tax
損害保険代理報酬の支払調書	393,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第6号	e-tax
定期積金の給付補てん金等の支払調書	321,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第3号	e-tax
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	2,102,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第2号、第8号	e-tax
非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書	34,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第8号	e-tax
非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書	14,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第8号	e-tax
不動産の使用料等の支払調書	4,297,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第9号	e-tax
不動産等の譲受けの対価の支払調書	407,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第9号	e-tax
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	184,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第9号	e-tax
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	7,746,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第3号	e-tax
利子等の支払調書	3,874,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第225条第1項第1号、第8号	e-tax
給与所得の源泉徴収票	19,230,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第226条第1項	e-tax
退職所得の源泉徴収票	120,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第226条第2項	e-tax
公的年金等の源泉徴収票	25,191,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第226条第3項	e-tax
信託の計算書	740,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第227条	e-tax
名義人受領の配当所得の調書	61,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第228条第1項	e-tax
譲渡性預金の譲渡等に関する調書	247,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第228条第2項	e-tax
損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書	13,000	左記法定調書の提出手続	相続税法第59条第1項第1号	e-tax

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
生命保険金・共済金受取人別支払調書	1,077,000	左記法定調書の提出手続	相続税法第59条第1項第1号	e-tax
退職手当金等受給者別支払調書	34,000	左記法定調書の提出手続	相続税法第59条第1項第2号	e-tax
国外送金等調書	2,558,000	左記法定調書の提出手続	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第1項	e-tax
先物取引に関する調書	1,000,000	左記法定調書の提出手続	租税特別措置法第41条の14第4項	e-tax
交付金銭等の支払調書	100,000	左記法定調書の提出手続	所得税法225条第11項	e-tax
新株予約権の行使に関する調書	40,000	左記法定調書の提出手続	所得税法第228条の2	e-tax
特定口座年間取引報告書	827,000	左記法定調書の提出手続	租税特別措置法第37条の11の3第7項	e-tax
贈与税の納税猶予の継続届出 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)	10,000	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行う場合において一定の要件を満たすものについては、納税猶予の確定事由に該当しないこととされている。この場合において、この特例の適用を受けている者が、毎3年ごとに、引き続き贈与税の納税猶予の特例を受ける場合に、その旨の届出を税務署長に行うための手続	租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定により適用される改正前租税特別措置法第70条の4第10項	e-tax
納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出	33,000	贈与税の納期限の延長の特例を受けていた者が死亡したことにより、納期限の延長を受けていた贈与税の免除を受けるための手続	租税特別措置法施行令(昭和50年改正前)第40条の6第11項<租税特別措置法>	e-tax
為替予約差額の一括計上の方法の届出	20,000	短期外貨建資産等の為替予約差額の一括計上の方法を選定して届け出るとき	法人税法施行令第122条の10第2項、第155条の6	e-tax
為替予約差額の一括計上の方法の変更の承認の申請	10,000	短期外貨建資産等の為替予約差額の一括計上の方法の変更の承認を受けようとするとき	法人税法施行令第122条の11第2項、第155条の6、第37条	e-tax
外貨建資産等の期末換算方法の届出	50,000	外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出るとき	法人税法施行令第122条の5、第155条の6	e-tax
外貨建資産等の期末換算方法の変更の承認の申請	20,000	既に選定している外貨建資産等の期末換算の方法を変更しようとするとき	法人税法施行令第122条の6第2項、第155条の6、第37条	e-tax
繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認の申請	20,000	繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、特別な有効性判定方法等を採用しようとするとき	法人税法施行令第121条の4第2項、第155条の6、法人税法施行規則第27条の8第6項	e-tax
欠損金の繰戻しによる還付の請求	50,000	法人税法第80条第1項の規定によって各事業年度の欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合又は第80条第4項の規定によって解散等の事実が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度の欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合の手続(一部繰戻還付できない事業年度がありますので[申請書様式・記載要領]の記載要領をご覧ください)。	法人税法第80条第5項、同施行規則第36条の4、租税特別措置法第66条の14	e-tax

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
減価償却資産の償却方法の届出	100,000	減価償却資産の償却方法を選定して届け出る手続	法人税法施行令第51条第2項、第155条の6、第188条第3項	e-tax
減価償却資産の償却方法の変更の承認申請	10,000	既に選定している減価償却資産の償却方法を変更しようとするとき	法人税法施行令第52条第2項、第155条の6、法人税法施行規則第15条、第37条	e-tax
公益法人等の収支計算書	30,000	公益法人等（収益事業を行っていることにより法人税の確定申告書を提出する法人を除きます。）は、年間の収入金額の合計額が8,000万円以下の場合を除き、原則として事業年度終了の日の翌日から4月以内に、その事業年度の収支計算書を、主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。	租税特別措置法第68条の6、租税特別措置法施行令第39条の37、租税特別措置法施行規則第22条の22	e-tax
事業年度等を変更した場合等の届出	300,000	事業年度等の変更、資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による営業の譲渡若しくは譲受け、支店・工場等の異動等をしたとき	法人税法第15条	e-tax
時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認の申請	20,000	時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、特別な有効性判定方法等を採用しようとするとき	法人税法施行令第121条の4第2項、121条の10第2項、第155条の6、法人税法施行規則第27条の8第6項、第37条	e-tax
青色申告書の承認の申請	100,000	法人税の確定申告書、中間申告書等を青色申告書によって提出することの承認を受けようとするとき（青色申告の場合には、各種の特典が受けられます。）。	法人税法第122条第1項、第146条、同施行規則第52条、第62条	e-tax
棚卸資産の評価方法の届出	100,000	棚卸資産の評価方法を選定して届け出るとき	法人税法施行令第29条第2項、第155条の6、第188条第3項	e-tax
棚卸資産の評価方法の変更の承認の申請	10,000	既に選定している棚卸資産の評価方法を変更しようとするとき	法人税法施行令第30条第2項、第155条の6、法人税法施行規則第9条、第37条	e-tax
納税地の異動の届出	200,000	納税地の異動等をしたとき	法人税法施行令第18条	e-tax
内国普通法人等の設立の届出	100,000	内国普通法人等を設立したとき	法人税法第148条、法人税法施行規則第63条	e-tax
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出	50,000	有価証券を所有していなかった法人が有価証券を新たに取得した場合又は従来所有していた有価証券と区分及び種類の異なる有価証券を新たに取得した場合に、一単位当たりの帳簿価額の算出方法を選定して届け出るとき	法人税法施行令第119条の5第2項、第155条の6	e-tax
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更の承認の申請	20,000	有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとするとき	(有価証券) 法人税法施行令第119条の6第2項、第155条の6、法人税法施行規則第27条の3、第37条	e-tax
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	100,000	源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納期限となっていますが、この申請は、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者が、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税について、次のように年2回にまとめて納付できるという特例制度を受けるために行う手続です。1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税額・・・7月10日。7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税額・・・翌年1月10日	所得税法第216条、第217条	e-tax

【財務省】

申請・届出様式名	取扱件数	使用目的	根拠法令等	備考
居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金についての所得税徴収高計算書	3,000,000	居住者や内国法人に支払う報酬・料金、契約金、賞金、公的年金等又は生命保険契約等に基づく年金について源泉徴収をした所得税を納付するとき	所得税法第220条	e-tax
居住者又は内国法人の定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書	500,000	居住者や内国法人に支払う給付補てん金、利息、利益若しくは差益又は懸賞金等について源泉徴収をした所得税を納付するとき	所得税法第220条	e-tax
居住者又は内国法人の配当等についての所得税徴収高計算書	500,000	居住者や内国法人に支払い又は交付する配当等について源泉徴収をした所得税を納付するとき	所得税法第220条	e-tax
非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書	200,000	非居住者や外国法人の所得について源泉徴収をした所得税を納付するとき	所得税法第220条	e-tax
居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書	20,000,000	居住者に支払った給与、退職手当、税理士・弁護士・司法書士などの報酬について源泉徴収をした所得税を納付するとき	所得税法第220条	e-tax
居住者又は内国法人の利子等、証券投資信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配についての所得税徴収高計算書	3,000,000	居住者や内国法人に支払い又は交付する利子等、投資信託若しくは特定目的信託の収益の分配又は匿名組合契約等に基づく利益の分配について源泉徴収をした所得税を納付するとき	所得税法第220条	e-tax
給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出	100,000	給与の支払者が、国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所等を開設、移転又は廃止した場合に、その旨を所轄税務署長に対して届け出る手続	所得税法230条、同施行規則第99条	e-tax
納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出	90,000	源泉所得税の納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、7月から12月までの間に徴収した源泉所得税の納期限を翌年1月20日（通常は1月10日）とする特例制度を受けるために行う手続。*この場合、届出書を提出した年及びその後の各年において、次のいずれかに該当する事実があるときは、この期限の特例の適用はなく、その年7月から12月までの間に徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日になります。1.その年の12月31日において源泉所得税の滞納があること。2.その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。	租税特別措置法第41条の6	e-tax
法人税の申告		法人税の申告をするとき		e-tax
消費税申告手続		消費税の申告の手続	消費税法第45条第1項、第46条第1項、第42条第1・48・6・項	e-tax
適格退職年金契約の変更の届出	23,000	適格退職年金契約を変更するときに承認を受ける場合の手続きです。	法人税法施行令附則第17条第7項	e-tax